

第 5 回静岡市・蒲原町合併協議会
第 5 回静岡市・由比町合併協議会
合同会議 議事録

平成 1 6 年 8 月 1 0 日
静岡市・蒲原町合併協議会事務局
静岡市・由比町合併協議会事務局

1 開催日時 平成16年8月10日(火)午後1時30分から

2 開催場所 蒲原町文化センター 4階大会議室

3 出席者 (1) 静岡市・蒲原町合併協議会

小嶋会長、山崎副会長、

鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、

須藤委員、石川委員、志田委員、吉田委員、

斉藤委員 (13名中12名出席、1名欠員)

(2) 静岡市・由比町合併協議会

小嶋会長、望月副会長、

鈴木委員、剣持委員、濱崎委員、藤浪委員、杉山委員、

安部委員、佐野委員、佐藤委員、小林委員、豊島委員、

斉藤委員 (全13名出席)

下線の会長及び委員は、両協議会兼務

4 議題

(1) 協議

法による特例項目について

一般項目について

建設計画について

(2) その他

5 会議内容 以下のとおり

【追悼の意】

事務局 皆さんお集まりのようですので、会議に先立ちまして、会長の方からお知らせがございます。

会長（小嶋静岡市長） 会議に先立ちまして、申し上げなければならないことがございます。悲しいお知らせでございますが、静岡市・蒲原町合併協議会委員の影山繁様が、昨日の朝、急逝されましたので、ご報告をいたします。

蒲原町区長会長でありました影山様には、学識経験の委員として、4月28日にご就任いただき、以来、先月30日に行われました第4回合同会議まで、ご活躍いただいておりますので、突然の訃報に接し、まことに痛恨の極みであります。

合併協議会、また、合同会議といたしましても、故人のご遺志を尊重し、より良い成果が得られますよう、引き続き、責任を持って取り組んでまいりたいと強く感じている次第であります。

ここに、謹んで哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈りいたします。

副会長（山崎蒲原町長） 大変残念なことでございますけれども、私どもの町の協議会委員でございます影山繁氏が、昨日の朝、突然、逝去なされました。大変残念でございますけれども、これまでの故人の多大なるご功績には、本当に感謝申し上げる次第でございます。これからも変わらずこの協議会が進められていくわけでございますけれども、何よりも、影山繁さんの気持ちを大切にしながら、私どもが心掛けて、この協議会のスムーズな進行に努めていかなければならない。このように思っております。故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

【開会】

事務局 それでは、第5回静岡市・蒲原町合併協議会及び第5回静岡市・由比町合併協議会の合同会議を開会いたします。開会に当たりまして、会長から一言御挨拶申し上げます。

【会長挨拶】

会長（小嶋静岡市長） それでは、第5回合併協議会合同会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、前回の会議では、一般項目の残りと建設計画についてまとめて説明がありましたので、今回はそれらについての協議をお願いいたしたいと思います。また、継続協議となっております議員定数等のいわゆるセット項目や、一部事務組合の取り扱いなどにつきましても、今回議論を深めていただきたいと思います。合併協議会のスケジュールからいきまして、あと2回くらいの合同会議で、ほとんどの協議項目についてすり合わせ方針を決定していくということになりますので、委員の皆様にも、より一層の御理解、御協力をいただきながら協議を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 議事に入る前に、報道関係の皆様をお願いいたします。これより議事に入りますので、取材は傍聴席からということにさせていただきます。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入ります。議長であります会長に進行をお願いいたします。

【前回の協議状況について】

議長（小嶋静岡市長） それでは最初に、前回、第4回の合同会議における協議状況について、事務局から報告をいたします。

事務局 それでは、前回7月30日開催の第4回合併協議会合同会議における協議状況について御報告いたします。

その前に、本日の資料の確認をお願いしたいと思います。資料その1は、「法による特例項目」の協議資料でございます。内容としましては、前回の資料と同様となっております。

資料その2は、「一般項目」の協議資料でございます。基本的には前回と同じ内容ですが、各項目の最初の部分に、前回御説明いたしましたすり合わせ方針案を記載させていただいております。

次に、資料その3は、「建設計画」の協議資料でございます。今回の資料には、最後のページに、後ほど御説明いたしますが、財政計画を追加してございます。このほか、別添資料3枚綴じでございますが、資料1として「一部事務組合等の取扱い」、それから別紙資料2といたしまして「議員定数等の取扱い」についてお配りをしてございます。

それでは早速ですが、資料その1の1-1ページをご覧ください。法による特例項目につきましては、9番の「一般職の職員の身分」以外の項目、6、7、8、10になりますが、右欄の協議状況のところに記載のとおり、継続協議の扱いとなっております。

次に、一般項目の協議状況について御説明いたします。資料その2をお願いいたします。

2枚目の2 - 1ページをご覧くださいと思います。12番の「一部事務組合等の取扱い」については、静岡市と両町のそれぞれのすり合わせ方針案を記載した資料により、その違いについて具体的に御説明をいたしました。

次に14番の「国民健康保険事業の取扱い」については、両町の本算定後の料金を記載した資料により、最新の状況について御説明をさせていただきました。15番の「組織及び機構」については、法による特例項目の6番の「議員の定数及び任期の取扱い」と、10番の「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」とあわせて協議するということで、継続協議の扱いとなっております。そして、16番の「特別職の職員の身分」から、30番の「下水処理事業の取扱い」まで、一括して御説明をさせていただきました。

次に、合併建設計画については、資料その3に従いまして、計画の概要や、静岡市、蒲原町、由比町それぞれの事業内容について、一通り御説明をさせていただきました。

以上が前回の協議状況でございます。よろしくお願いたします。

議長（小嶋静岡市長） ただいま事務局から、前回の協議状況について報告がありました。ここで本来ですと継続協議となっている項目から順に協議していくこととなりますが、今後のスケジュールのこともありますので、先に一部事務組合及び組織機構を除いた一般項目について協議をしていただき、その後、建設計画、そして、法による特例項目及び一部事務組合について協議をするということで進めさせていただきます。

【国民健康保険事業の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） それでは、資料その2の一般項目の7ページ、14番の「国民健康保険事業の取扱い」から、順番に1つずつ御協議をいただきたいと思います。なお、国民健康保険につきましては、前回、両町の本算定後の料金を盛り込んだ資料が提出されましたので、これを踏まえまして御意見等がありましたら御発言をお願いしたいと思います。須藤委員、どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） 蒲原町の須藤です。

14番の「国民健康保険事業の取扱い」につきましては、議会でも検討いたしましたし、それから蒲原の合併協議会委員の中でも話し合いましたけれども、実は蒲原のほうで、いろいろ資料を出して、いろいろな層の保険料が静岡市と蒲原町とでどうなっているのかを検証しました。そういう中で、一部の層においては、若干静岡市のほうが蒲原町より多いということが精査されましたけれども、全体的に見ますと、静岡市より蒲原町のほうが国民健康保険

料は多い。

それからもう1つは、今後の推移ですね。蒲原町の国民健康保険の推移等を考えたときに、静岡市と統一したほうがいいだろうという結論になりました。以上です。

議長（小嶋静岡市長） どうも御発言ありがとうございました。そのほかに御発言ございませんでしょうか。では、望月副会長さん。

副会長（望月由比町長） 由比の望月でございます。

今、蒲原町のほうで話がありましたように、由比町といたしましても、この国民健康保険の取扱いについては、すり合わせ方針案としてございますように、静岡市の制度に統一するという事で問題ないと思います。

議長（小嶋静岡市長） それでは、お互いに御発言があったわけでありますが、そのほかに御意見ございましたら御発言お願いします。いいですか。

それでは、御意見も出尽くしたようでありますので、国民健康保険事業の取扱いにつきましては、資料に記載してあるすり合わせ方針案のとおり、「静岡市の制度に統一する。」ということによろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） はい、それではそういうことで決めさせていただきたいと思います。

【特別職の職員の身分について】

議長（小嶋静岡市長） 次に、8ページ、15番の「組織及び機構」につきましては、後ほど協議しますので、それを飛ばしまして、9ページ、16番の「特別職の職員の身分」につきまして、御意見等ありましたら御発言をお願いいたします。

これもいいですね。

それでは、これにつきましても、すり合わせ方針案のとおりということによろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） はい。それでは16番の「特別職の職員の身分」は、「蒲原町及び由比町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。」ということを決めさせていただきたいと思います。

【条例・規則の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に10ページ、17番の「条例・規則の取扱い」について、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。いいですか。

それでは、17番の「条例・規則の取扱い」につきましては、「静岡市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。」ということで、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、そのようにさせていただきます。

【公共的団体等の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に11ページ、18番の「公共的団体等の取扱い」について、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

これもよろしいですか。

それでは、18番の「公共的団体等の取扱い」につきましては、「合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。」ということで決定をさせていただきますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） はい、ありがとうございました。

【補助金・交付金等の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に14ページの19番「補助金・交付金等の取扱い」について、御意見等ありましたら御発言をお願いいたします。小林委員どうぞ。

小林委員（由比町商工会長） 少し伺いたいですけれども、由比町にサクラエビ祭りというのがあります。5月2日に毎年開催いたしております。そのお祭りの項目がこの中に入っていますでしょうか。ないような気がするのですけれども。例えば23ページに、静岡市ではビジネスフェア開催補助金、それから蒲原町が産業フェア補助金とあります。この項目に、本来ならば由比町のサクラエビ祭りの補助金が入るのではないかと思っておりますけれども、この辺が、少し抜けているような気がするのですけれども、どうでしょうか。

議長（小嶋静岡市長） 事務局から発言をお願いします。

事務局 ただいまの小林委員からの御質問ですが、その件につきましては、当初から負担金

の形で支出されております。そうしたことから、この項目には挙がってございませんが、協議項目としては、イベントの関係ですので、別のところで挙がってきておりますので、御心配ないようにお願いしたいと思います。

小林委員（由比町商工会長） もう1つお伺いしたいのですけれども、商工会の助成金ですが、これが由比町の場合、私は会長という形でもありますものですから、ひとつ是非お願いしたいというのは、由比町商工会の助成金は経常経費としていただいているわけです。これが、例えば今、清水地区の庵原、それから小島、両河内、それから興津商工会、3商工会があるわけですけれども、統一されていくと、私たちの助成金が非常に減ることになります。それで、運営上支障を来たすというところまで来てしまうのではなからうかという危惧するわけですけれども、この辺、会長さん、どんなお考えですか、ちょっと御意見伺いたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

議長（小嶋静岡市長） そうしたこと、まだほかにもあるのですが、これも合併協議会で決めていくのか。今後のすり合わせの中で議論すると思いますが、ここですぐ結論どうかと言われても何ですから、事務レベルで相談してもらおうほうがよいか。

すり合わせ案では、合併後の市域内において均衡を失しない範囲で配慮するという考え方にしております。実際これは現在でも、静岡・清水が合併しても残っている問題はあります。一気に一つの制度に合わせるというのは無理があるものですから、これはもう時間をかけて徐々にということ。その辺は心配ないようには言いにくいですが、当面は一市何制度といえますか、過去のいろんな経過も踏まえて、すぐには変化をさせないというところがあります。これは今後の協議ということになるかと思えます。

ですから、すり合わせ案には、「ただし、蒲原町及び由比町独自の補助金、交付金等については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮する」という表現にしてございますので、よろしく申し上げます。

小林委員（由比町商工会長） 由比の小林です。

今、ご回答いただきましたように、合併しても当分は、その運営ができるような形のを、ぜひひとつ、形で見えるような方法をよろしくお願いしたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） わかりました。そのほか御発言ございましたら。石川委員どうぞ。

石川委員（蒲原町議会副議長） 蒲原の石川です。この19番の「補助金・交付金等の取扱い」、そしてこの中で21番の「町・字名の取扱い」、これを抜かした以外は、ほとんどが静岡市側のほうが我々の町よりも多い項目を持っています。ですから、すり合わせ案を決めていくに

は、ある程度ただし書きが少しいつて、こういう文章でいいと思います。それと、細かい打ち合わせは31番の「各種事務事業の取扱い」のほうで、両町で出してやって、そこでじっくり事務事業のすり合わせしていただければいいと私は思っています。

議長（小嶋静岡市長） ということでございます。

それでは1つつつ行きます。19番の「補助金・交付金等の取扱い」につきましては、「静岡市の制度に統一をする。ただし、蒲原町及び由比町独自の補助金、交付金等については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。」ということによろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、そのように決定をさせていただきます。

【行政連絡機構の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に30ページ、20番の「行政連絡機構の取扱い」について、御意見等ありましたら御発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは御発言もないようでありますので、すり合わせ方針に則り、「行政連絡機構の取扱い」につきましては、「合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。なお、広報紙の配布等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統一するものとする。」ということにさせていただきたいと思ひます。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、そのように決定をさせていただきますので、よろしく御願ひいたします。

【町・字名の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に31ページ、21番「町・字名の取扱い」について、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。須藤委員どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） 蒲原の須藤です。

この内容については、「蒲原」という名前、やはり住民の中で非常に愛着があるという人と、今回合併するのだから、もっと簡単にしていだらうという意見が、やはり議会の中でも出ました。それで、町のほうで住民意識調査をやっております。この合併による将来のま

ちづくりに関する住民意識調査をやったわけですが、その設問の中に、合併した場合の住所についてお尋ねしますということで、町名に“蒲原”を入れたほうがいいのか不要かという調査をしまして、“蒲原”は必要だというのが64%となっております。不要だというのが16%、未回答が20%。そういうことで、住民の皆さんの中には、やはり蒲原の名前は残してほしいというのがあるのですけれども、まだ私たちとしても十分、もう少しこの問題については議論していきたいということがありますので、この問題については継続審議にさせていただければよいかと思っておりますけれども、よろしくをお願いします。

議長（小嶋静岡市長） 須藤委員、今の御発言よくわかるのですが、その意味を込めて、このすり合わせ方針案で「蒲原町及び由比町の字名の変更が必要になった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。」としてあるわけです。これはなかなか難しいと思いますが、合併が決まった場合、正式に合併をするまでには対応を決めなくては行けない。ただ、ここで今すぐこうだと決めにくいので、こういうすり合わせ案にしたわけですが、いかがですか。

石川委員（蒲原町議会副議長） 今の「合併に際し、蒲原町及び由比町の字名の変更が必要になった場合」という意味ですけど、この字名というのは、「蒲原町何々」というのを字名というのですか。その「蒲原町」を抜かした、例えば神沢や堰沢などがあります。字名でいくと、清水区神沢、清水区堰沢という形で、この字名が清水と重複したときには変更もありますという意味ではないですか。ですから、重複していなければ変更がなく、先ほどの会長の言われた話が少し違ってしまいます。その辺をはっきりしたいものですから、今回継続審議にさせていただきたいということです。

議長（小嶋静岡市長） 要するに、蒲原とか由比を含めるかどうかということですか。わかりました。それでは、やはりこの表現ではまずいと思います。ですから、町・字名にしますか。

事務局 そうですね。今のお話は、町も含めた、町・字名、例えば「静岡市清水区蒲原何々」や「静岡市清水区由比何々」のように、もちろん住民の皆さんの意見を尊重して付けていただくことはできるという趣旨のすり合わせ案です。ですから、字名だけではなくて、町・字名とすればよろしいですね。

議長（小嶋静岡市長） それでよいですか。元々そういう趣旨でこの表現にしたのですね。

事務局 はい、そうです。

議長（小嶋静岡市長） わかりました。それでは、意見が一致したようでありますので、こ

こを町・字名に変更するというので、よろしいですね。はい、わかりました。

それでは21番の「町・字名の取扱い」につきましては、「蒲原町及び由比町の町・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、合併に際し、蒲原町及び由比町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。」ということによろしいですね。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、そういうことで決めさせていただきます。

【各種福祉制度の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に進みます。32ページ、22番の「各種福祉制度の取扱い」について、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

これも先ほどと同じような表現にしてあります。このすり合わせ方針案でよろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、22番の「各種福祉制度の取扱い」につきましては、「静岡市の制度に統一する。ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。」ということに決定させていただきたいと思います。ちなみに、敬老祝い金も全然違います。ですから、これは静岡市の制度に統一するということになれば、よろしいのではないかと思いますし、逆のものもあるかもしれませんが、よろしいですね。

【慣行の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） それでは、次に進みます。40ページ、23番の「慣行の取扱い」について、御意見等ありましたら御発言をお願いいたします。これもよろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、23番の「慣行の取扱い」につきましては、「静岡市の制度に統一する。ただし、両町の慣行については、従来の実績等を勘案し、静岡市に引き継ぐべきものについては継続する。」ということに決定させていただきたいと思います。

【保健衛生事業の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に43ページ、24番の「保健衛生事業の取扱い」について、御意見

等がありましたら御発言をお願いいたします。これもいいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(小嶋静岡市長) それでは24番の「保健衛生事業の取扱い」につきましては、「静岡市の制度に統一する。ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。」ということにさせていただきます。

【清掃事業の取扱いについて】

議長(小嶋静岡市長) 次の50ページ、25番の「清掃事業の取扱い」については、基本的には一部事務組合の環境衛生組合の取扱いにより決定をするということになりますので、ここでは継続協議ということにさせていただきますので、よろしくをお願いします。

【各種産業制度の取扱いについて】

議長(小嶋静岡市長) 次に52ページ、26番の「各種産業制度の取扱い」について、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。これもよろしいですか。

それでは御意見等もないようでありますので、26番の「各種産業制度の取扱い」につきましては、「静岡市の制度に統一する。」ということでもよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(小嶋静岡市長) それでは、そのようにさせていただきます。

【教育制度の取扱いについて】

議長(小嶋静岡市長) 次に56ページ、27番の「教育制度の取扱い」について、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。これも方針案のとおりでよろしゅうございますか。石川委員どうぞ。

石川委員(蒲原町議会副議長) 学校給食についての表現が、今回のすり合わせ案に入っていないのですが。

事務局 給食制度については、「蒲原町及び由比町独自の制度」の部分に含まれますので、そのように御理解いただきたいと思います。

議長(小嶋静岡市長) 合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するというようにしてあります。今でも静岡市は、合併しても給食制度は1市4制度か5制度でありまして、これからまだゆっくり方針を決めていくところでもありますから、これはなかなか合併協

議会で決められない話だと思えます。ですから、こういう表現になったと思えます。

石川委員（蒲原町議会副議長） はい、わかりました。

議長（小嶋静岡市長） ほかに御意見ございますか。

それでは、27番の「教育制度の取扱い」につきましては、「静岡市の制度に統一する。ただし、蒲原町及び由比町独自の制度については、合併後の市域全体における均衡を失しない範囲で配慮するものとする。」ということで、よろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、そのように決定させていただきます。

【消防団の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に58ページ、28番の「消防団の取扱い」について、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。このすり合わせ方針案でよろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは28番の「消防団の取扱い」につきましては、「合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。なお、団員の身分、報酬、手当等については、静岡市の制度に統一する。」ということで決定をいたします。

【上水道事業の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に59ページ、29番の「上水道事業の取扱い」について、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。これもすり合わせ方針案でよろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、29番の「上水道事業の取扱い」につきましては、「合併後当分の間、現行のとおりとし、速やかに静岡市全体としての統一に向けて調整を図るものとする。」ということにさせていただきます。

【下水処理事業の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に61ページ、30番の下水処理事業の取扱いについて、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。これもよろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、30番の「下水処理事業の取扱い」につきましては、「合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。」ということで決定をさせていただきます。

【建設計画について】

議長（小嶋静岡市長） それでは引き続きまして、建設計画についての協議をお願いしたいと思います。その前に事務局のほうから、資料の追加説明がありますので、お聞きいただきたいと思います。

事務局 建設計画につきましては、前回、その概要や基本方針、各事業内容について御説明させていただきましたが、財政計画については、各市町の財政担当部門で作成中ということでしたので、次回以降に御説明するということにさせていただきました。そこで今回、財政計画が策定されましたので、資料その3の3 - 11ページに資料をおつけいたしました。

ご覧のとおり、左側が静岡市と蒲原町との合併建設計画、右側が静岡市と由比町との合併建設計画となっておりますが、それぞれに平成18年度から27年度までの10年間の歳入と歳出の見込み額を記載してございます。合併に伴うメリットといたしましては、歳入では、市債の中に合併特例債として、それぞれ186億円を計上してございます。このほか、国・県支出金の中に、静岡県市町村合併特別交付金として、それぞれに2億5千万円を計上してございます。また、地方税の特例期間終了後の事業所税収入なども盛り込んでございます。

一方、歳出につきましても、合併による行財政改革として、三役等の特別職の職員の人件費の減などを盛り込んでございます。そして、歳入、歳出とも、総額で見ますと、静岡市と蒲原町との計画では、10年間で2兆5,385億円、静岡市と由比町との計画では2兆5,215億円となっております。このうち投資的経費は、歳出のほうの中段に記載してございますが、それぞれ4,919億円と4,850億円となっております。

今回の建設計画の概算事業費の合計額は、前のページの3 - 10ページにございますように、静岡市と蒲原町が2,084億円、静岡市と由比町が1,920億円となっておりますので、先ほどの範囲内にあるということが出来ます。なお、建設計画の事業費には、上下水道などの企業会計も含まれておりますが、財政計画の投資的経費は、普通会計ベースで推計しておりますので、単純な比較は難しく、またその金額の差は、これ以上に広がることになると思います。

以上のことを踏まえまして、建設計画について御協議いただくわけではありますが、合併特例法第5条におきましては、市町村建設計画には、その基本方針や財政計画を定めるほか、

合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項を作成するものとされており、これを基本的な考えとして幹事会においても協議をしております。したがって、委員の皆様には、建設計画に盛り込むべき主要な事業としてどうかという観点から御協議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ということでございまして、今、最後3 - 11ページの財政計画ですが、これは金額が大きいのでびっくりされると思いますが、これは10年間ですから、これは1年にしますと1桁繰り下げて見ていただきたいと思いますということが1つ。

それと、今、三位一体改革で、実はここの国・県支出金、特に国の支出金や地方交付税、これは現在の制度での見込みでありますから、この辺りが大幅に変わってくる可能性が高いということを御承知置きいただきたいと思います。ただ、今の三位一体改革の議論の中でも、大幅に財政収入が減るということではなくて、国の補助金が減れば、その分一般財源で、ほかの税で補てんされるということですが、ただ、交付税が減ることは間違いないわけでありまして、その辺、今現在の見通ししか立たないということを御承知置きいただきたいと思います。

さらに、政令市になった場合の財政構造が変わってきます。それもある程度見込んで、入れてあるようでありますから、その中で国・県支出金の中で、例えば義務教育費がどうなるか、これも政令市になると県の義務教育の費用負担が市へ回ってくる。また、それはほかの部分で補てんされるわけですが、そういうことになるのかならないか、今、それを決める瀬戸際でありますから、そういうところも結構あって、なかなか見通しがしにくい状況だということを、本日は申し上げておきたいと思います。

それでは、建設計画については、1市2町の幹事会で担当の部長、課長が集まって了承されたものでありまして、両町の希望が反映をされていると思いますが、これらにつきまして、皆さんから御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。はい、どうぞ。

副会長（山崎蒲原町長） これは10年にわたる蒲原地区のまちづくりをどうするかという根本にかかわる問題でありますから、実はもう一度私どもとしても、よく見直しをかけて、そうして余分なものはないかということも含めて検討する時間は欲しいという感じを持っておりますものですから、少しの時間御猶予をいただきたいと思いますと考えております。

議長（小嶋静岡市長） おっしゃるとおりだと思います。本日初めてこういう形で皆さんにお出ししたわけでありまして、これは幹事会で各セクションの職員が行ったわけですが、これを1つの素案として、さらに詰めていただきたいと思います。まだしばらく時間が

ありますので、今の山崎副会長さんの御意見のとおりに行きたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは建設計画につきましては、本日の協議結果を踏まえ、次回は県への事前協議を行うために、1市1町の建設計画として作成したもので協議をしてもらい、そこで皆さんの御了解が得られれば、中間素案として決定させていただきたいと思えます。また、よろしく御検討をお願いいたします。

【議員の定数及び任期の取扱い、地域審議会及び地域組織の取扱い、組織及び機構について】

議長（小嶋静岡市長） 続きまして、法による特例項目で継続協議となっている項目について協議をしていきたいと思えます。

それでは6番の「議員の定数及び任期の取扱い」、10番の「地域審議会及び地域組織の取扱い」及び一般項目の15番「組織及び機構」の3項目につきまして、一括して協議を行いますが、その前に事務局から資料の説明があります。

事務局 それでは、別添の資料2をご覧くださいと思えます。議員定数等の取扱いについて御説明いたします。

これまでの協議の中で、法による特例項目の6番「議員の定数及び任期の取扱い」、10番の「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」と、一般項目の15番「組織及び機構」については、それぞれ関連があるため、総合的に議論したほうがよいという御意見がございまして、各市町とも基本的な考え方を出示していただき、それをもとにして協議するということにいたしました。そこで今回、このような資料を作成いたしましたのでご覧をいただきたいと思えます。

まず静岡市の案といたしましては、議員定数及び任期については、定数特例を1回、地域審議会等は設置しない。そして組織及び機構としては、出張所を両町のどちらかに1か所設置し、もう一方には当分の間市民サービスコーナーとして同等の機能を有する施設を設置するという考えでございまして。つまり、合併後の市域内の均衡などを総合的に考慮した場合、法律に基づく出張所は、両町の区域に1か所が適当であるとの考えに立つとともに、一方で合併後の住民サービスの激変緩和の措置として、当分の間、静岡市では要綱に基づき設置している市民サービスコーナーを1か所設置するというものでございまして。

次に、蒲原町の検討案でございまして、定数特例1回につきましては、静岡市案と同じで

ございますが、合併後の建設計画の執行状況等をチェックするため、地域審議会を設置するものとし、出張所はそれぞれに1か所設置するというものでございます。地域審議会の設置期間は5年間とし、また出張所の機能としては、住民サービスの確保の観点から、できる限り広範な事務を所管することを考えております。

次に、由比町の検討案ですが、議員の関係は定数特例1回または在任特例1回とし、地域自治組織として地域自治区を設置するという考えであり、これに伴い事務所を置くことになります。法律の規定により、地域自治区では、長の権限に属する事務を分掌することになります。

以上が資料の説明でございますが、この検討案は合同会議における協議の参考としていただくということで、現時点での各市町の考えを示したものでございます。また、それぞれの案の詳細については今後詰めていきたいと思っておりますので、その点について御了承の上、御協議をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ただいま事務局のほうから、議員定数、地域審議会及び地域自治組織、そして組織機構について、現時点での各市町の検討案を示してもらいましたが、この案につきまして、それぞれ御意見がありましたら、この際御発言をお願いしたいと思います。須藤委員どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） この6と10と15については関連があるということで、議会でもいろいろ議論してきました。当初は議会のほうでは、定数特例と在任特例が半々ぐらいということだったのですが、8月6日の議員懇談会の中で、最終的に議会としての考えがまとまりました。ここにある検討案が、蒲原町議会の中でまとまった案でございます。

定数特例1回、これは静岡市の在任期間3年間ということですから、それから地域審議会については、この審議会の中で市町村計画の変更等の内容について協議でき、それから必要と認める事項について合併市町村の長に意見を述べるということで、市町村建設計画の執行状況についても意見を述べるができるという内容もありますので、定数特例にする1つの前提として地域審議会を置くと。そういうことで建設計画の推進状況等も十分そこでチェックできるということもありまして、地域審議会を置くということでございます。全国的には10年というところもありますけれども、蒲原町としては地域審議会の設置期間は5年とするということで、議会の考えとしても決まっております。

それから当初、出張所については2町で1つということもありましたけれども、議会の中では、どうしても2つ置きたいと。それぞれの町で出張所を置いて、住民サービスが滞らな

いように、できる限りの事務を所管するような形でいきたいと。それで、出張所業務関係で静岡市と蒲原町の差が多々あり、それも見せてもらったのですが、蒲原町の要望のほうが項目が多いです。

是非そういうことも十分考慮して、今後検討していただきたいということを要望しまして、蒲原町議会としては、この蒲原町の今の検討案で決定しております。以上です。

議長（小嶋静岡市長） どうもありがとうございました。それでは、ほかに御発言ございましたらよろしくお願ひします。佐野委員どうぞ。

佐野委員（由比町議会議員） 由比町の佐野です。

由比町といたしましては、定数特例にするのか、在任特例にするのか、まだ議会としては決を取ってございません。新潟県の柏崎市と西山町の合併では、地域自治区を採用するということでございまして、議会として、先般、その視察に出向いてまいりました。それで、いろいろと市側の御意見とか、編入される小さな町の意見をいろいろ聞かせていただいたわけですが、私たちの1万の町民が70万の中にお世話になるようになった場合、地域自治区というのは、非常に素晴らしいものだと、私ども感触を持って帰ってきたわけでございます。

在任特例を主張しているのも、地域自治区ができるならば、当然在任特例ではなくて、定数特例でいいというような解釈になるだろうと思います。町の行く末を心配してのことでございまして、もしできましたら、私どもとしましては、地域自治区をお願いしたいと思っっているわけでございます。蒲原町さんと出張所の取り合いをするというのが私たちとしても非常にいやというか、お互いに仲良くして合併するなら参加したいというような意識を持っておりますから、地域自治区にしていただきまして、事務所を2つ設けていただくというのがよかろうかと私ども考えている次第でございます。今ここにいらっしゃいます合併協議会の委員さんにも、その辺の意思統一はしてございます。ぜひ、そのような形で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小嶋静岡市長） どうもありがとうございました。ほかに御意見ございますか。剣持委員どうぞ。

剣持委員（静岡市議会議員） 剣持です。

今の問題に対しまして、静岡市は合併して、来年4月1日には、政令指定都市になるという前提で話をさせていただきます。したがって、もうこの18年3月31日に合併したときには政令市ということでもありますので、当然、清水区役所を前提として建設計画をやっております。当然、由比・蒲原がもし合併ということになれば当然、その枠組みになるわけですが、

区役所というのも、まちづくり推進課をつくって、市民サービスの向上のために、大変大きなウェイト、あるいは役割が果たされているわけで、この中で静岡市案を見ましても、7万規模の長田地区に出張所が1か所であります。したがって、当初、1か所ぐらいでどうだろうということでは考えておりましたが、しかし、合併に係る様々な問題を考えたときに、サービスを落とさない、あるいは、不安があってはならないということで、ここにある原案、出張所と市民サービスコーナーは当然、でき得るならば出張所2か所でも、当分の間やむを得ないという気持ちもあります。

そういう中で、蒲原町さんが定数特例という御英断いただいたことに対して、私は評価いたします。静岡市としては、在任特例ということになってきますと、多分市民も議会も理解を得られないのではないかなと危惧しております。

したがって、できたら、ぜひ次回までに、委員の皆さん方には、合併本来の目的、当然痛みは伴うわけですが、議会として、やはり行政改革に真正面から取り組んでいく、その姿勢を見せるためにも、ぜひひとつ適切なる御判断をいただきたいと思います。静岡市の場合も、区役所ができて政令市ということになると、それがかなりの権限、その地域内のサービスなどを担うということになります。ここに由比町は地域自治区ということが出ているわけですが、地域自治区、あるいはその事務所ということになると、長の権限に属する事務を分掌するということになり、区役所より上の権限まで飛び越えて、その自治区に与えられてもよいのではないかと考える場合もあるかもしれませんが、私どもとしては、少なくとも、区役所は、かなりの権限、あるいは住民サービスの一翼を担った形であり、出張所でも十分果たせると思っておりますし、そうでないと政令市の持つ意味がない。

そういう意味からすると、1つ由比町さんにお伺いしたいのは、地域自治区の持つ意味。どのように自治区をつくって、政令市の中で必要なのか、その点についてお伺いしたいと思います。基本的には私、そういうことを含めると、蒲原町の地域審議会というものが、定数特例1回ということであるならば、当分の間、かなりいろいろな住民の声を反映させてほしいということ考えたときに、前向きに検討する値ができるだろうと思っております。したがって、まず由比町さんの地域自治区に対する持つ意味、基本的な考え方についてお伺いしたいと思っております。

議長（小嶋静岡市長） 安部委員どうぞ。

安部委員（由比町議会議長） 由比の安部でございます。

今、剣持委員さんがおっしゃった前段の定数について、私、議会の議長として、立場上一

応お答えをさせていただきたいと思います。

今の様々な状況を判断した中で、在任特例か定数特例かということになりますと、定数特例という形になるのではないかという剣持さんの御意見、全く私自身も同感するものでございます。ということの中で、定数につきましては適切な判断のために最善の努力を立場上させていただくということ、答弁がわりとして、お答えをさせていただきたいと思います。

後段の部分につきましては、多分町長のほうからお答えになると思いますので。

副会長（望月由比町長） 由比町の望月でございます。

剣持委員さんの言われていること、よくわかるわけでありまして。今、議長のほうから、議会の様子についてはお話がありましたけれども、私といたしましては、定数特例で行くという形にはお願いをしているところでありまして、なかなか地域の代表として声を市政に反映するという形の中からすると、議員さんの立場の中で、まだその辺の判断ができていないというようになっております。したがって、申しわけありませんけれども、この検討案については、点線で2つの案を提示させていただいたということでありまして。

さて、地域自治区でございますけれども、由比町も今日の会議に臨むについて、いろいろ議論を重ねてまいっております。ちょうど昨年の11月に、第27次の地方制度調査会がございまして、新しい基礎自治体の中に、一定の区域を単位としました住民自治の強化や、行政と住民との協働の推進などを目的とした組織が提唱されてきたわけでありまして。要するに、小さな町が心配している、危惧していることを、新しい市の中でどのように生かせるかという、新しい合併新法の中で、こうした法律が出てきたわけでありまして、町といたしましてもその辺に着目し、また議会も先進地を視察した結果を私のほうに報告もいただき、私も私の目で見させていただいた結果として、これからの1万の由比町の人たちが、新しい静岡市にお世話になるについて、この地域自治区の設立は必要だと感じているところであります。

何を根拠にそれをつくるのかという御指摘でございますが、そうすると区役所よりも権限が大きくなってしまわないかという剣持さんのお話もありましたけれども、決してそのようなものを求めていることではございません。私たちの、この地域自治区に対する目的の1つといたしましては、やはり新市の運営に対する提案、助言等をさせていただき、また2番目といたしまして、合併に対する住民の不安を解消すべく、その体制づくりを図りたいということでありまして。また3番目といたしまして、住民の自治意識の高揚と、それを反映したまちづくりをしていく必要があるということでございます。さらに、住民協働の体制づくりの中で、この地域自治区において、私たちはこの新しい由比地区のまちづくりができる

のではないかという形の中で、こういう自治区をお願いしたいというところでございます。そうすることによって、今の在任特例等、議員の皆様も言っておりますけれども、そういう問題についても、私としても強くその辺については、定数特例の中で押していくべきであるということを再度強く要求できるものと思っております。

いろいろと細かいことも考えているわけでありましてけれども、設置期間等についても、いろいろありますが、見込みとして、建設計画の計画期間である10年間というようなことも考えております。また、由比町には立派な由比町役場庁舎があるわけでございますけれども、そうしたものを事務所なりとして利用していくということが非常に大事であると考えております。協議会のメンバーも何人にするんだというような細かいことについて、これから協議をさせていただいて決めていくこととありますが、基本的には地域自治区を設置していただき、窓口業務はもちろんでございますけれども、由比町が抱えるまちづくりの大事な事業をこの地域自治区の中でさせていただきたいということで御要望を申し上げているところでありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思うところでございます。

議長(小嶋静岡市長) 御意見ございましたら御発言をお願いいたします。小林委員どうぞ。

小林委員(由比町商工会長) 由比の小林でございます。

今、望月町長のほうからも非常に詳しく御説明があったわけでございますけれども、先ほど剣持委員のほうの静岡市側としての気持ちも決してわからないわけではありません。しかし、私たち由比、1万人程度の町で、政令市である静岡市に合併したときに大変不安が大きいわけです。聞くところによると、職員が10人とか20人ぐらいしかなくなってしまって、あとは大きな庁舎が、がらんと空いていて、というような話もうわさの中で出てきています。私は一般町民ですから、町民の皆さんの意見が、そのようなところも大変出てきています。

それで、実際、議員の皆さんはどうお考えか、私もわかりませんが、先ほど議長のほうから話がありましたように、定数特例がいいと。だから地域自治区にさせていただいて、ぜひ事務所を構えて、今までの行政サービスが落ちないような形をつくってもらいたいというのが、小さな町の一町民の意見というようにお考えいただきたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

議長(小嶋静岡市長) お気持ち、よくわかりました。

少し私からも質問をしたいのですが、この地域自治区というのは、自治区に事務所を置くことができるとか、機能は合併市町村の長の権限に属する事務を分掌し、地域の住民の意見を反映させつつ処理をすると書いてあります。それから、事務所長を置く、あるいは事務所

長にかえて区長を置けるとか書いてあるのですが、先ほども剣持委員が言ったように、区役所との関係はどうなるのか。それから、区役所の次に、仮にこの由比町役場に事務所を置くと、出張所がなくなってしまう。出張所と地域自治区事務所とはどういう関係になるのかなど、事務的なところを教えてくださいたいと思います。

事務局 お答えいたします。資料その1の1 10ページをご覧くださいと思います。そのページの中段の地域自治区の機能のところにございますけれども、地域自治区というのは、「合併市町村の長の権限に属する事務を分掌し、地域の住民の意見を反映させつつ処理する」ということで、長の権限に属する事務を分掌するということですから、場合によっては区役所を越える権限を持つこともできるのではないかという考えも出てきますが、そうなりますと、区役所の存在がなくなる、飛び越えてしまうということにもなりかねません。

ただ、地域自治区が具体的にどのような事務を分掌するのかという部分は、こういう事務を分掌するというがはっきり決まっておきませんので、これから、例えば地域自治区を指定するというのであれば、事務内容は今後協議するということになります。

議長（小嶋静岡市長） 地域自治区の事務所と、区役所の下の由比出張所との関係はどうなるのか。

事務局 地域自治区の中に事務所を設けることになりますので、区役所の出張所は置かなくてもよいことになります。

議長（小嶋静岡市長） 鈴木委員どうぞ。

鈴木委員（静岡市議会議長） 由比町の考えは、在任特例かどうかはまだ決まってないわけですね。私たちももう一度勉強させてもらいますけれども、要するに、一般市の合併の場合には事務所を置いて、この地域自治区の存在というのはあるのかもしれないけれども、今回、静岡市の場合には政令指定都市になってしまうわけです。それで区役所がしっかり位置づけされるわけです。それを補完するという意味では、蒲原町さんの地域審議会、この中で十分機能ができていると思っていますし、議員の選挙をやって、任期中に町議会がなくなってしまうわけですから、地域審議会の中にやはり議員を1人入れてもらって、これは私たちが言うべき話ではありませんけれども、やはりそれだけの責任があると思いますので、そういうことをぜひお願いしたいというのが1つと、由比町さんの場合に、一般市との合併の場合と、政令市との合併の場合とで、やはり今言ったように、区役所の存在というのがやはり位置づけをされますので、私は、地域審議会でもう一度御検討いただければありがたいと思います。私たちも勉強します。

議長(小嶋静岡市長) 本日初めて、この案をそれぞれ出していただいたわけでありまして、これをたたき台に議論をさせていただきました。それぞれいろんなことを想定して、いろんな気持ちをくみながら、この案に両町さんにもまとめていただいたし、静岡もそうだと思います。今、かなりお互いに本音の御意見が出たと思いますので、これはまだ本日決着しなくてもいいのですが、またそれぞれ持ち帰っていただき、また我々正副会長でも意見調整をしながら、また議会の皆さんともお互い調整していただきながら、もう少し時間をかけてやってみたいと思います。したがって、継続ということにしたいと思うのですが、それでよろしゅうございますか。それかここで、この際発言したいということであれば、ぜひお願いします。杉山委員どうぞ。

杉山佳代子委員(しずおか女性の会会長) 静岡の杉山です。

由比町さんの案で、定数特例1回または在任特例1回というのが出ているわけですが、やはり静岡市の市民の感情からも、在任特例は多分難しいのではないかと、私はつかんでおります。

それから、地域審議会や地域自治区について、柏崎市の地域自治区について視察をされたということですが、政令指定都市と柏崎市とは、大分違いがあるのではないかと思いますので、70万人と1万人の合併で不安な点はわかりますけれども、必ずしもそれが参考になるとは限らないという部分もあろうかと思えます。由比町さんが地域自治区をどのように考えているか、もう少し具体的に見えないと、わからないという部分もあります。今までの町長さんの説明だと、まだ不安が多いという意味合いが強いようですので、その辺はまだ、区役所とか住民サービスをきちんとする出張所ができれば、いろんな点で、一つ一つは解決していくのではないかと思います。

それから、出張所を2つ設置することがいいかもしれませんが、いずれ、4年5年のうちには1か所にすることになると思いますので、その時点でまた由比町さんに置くのか、蒲原町さんに置くのか、その時点でまた大変な問題になりますので、かえって出張所と市民サービスの位置付けをこの際、きちんとしておいたほうがいいのではないかと思います。

議長(小嶋静岡市長) はい、他にご意見ございますか。

豊島委員(由比町女性団体連絡会会長) 由比町の豊島です。

私たちはこの協議会にあたり勉強会を開いてまいりましたが、定数特例か在任特例かにつきましても、いらっしゃるほとんどの人たちは定数特例だということだったのですけれども、議会のほうがまだ決まっていないということで、ここに挙げてあるということだけです。

そのために、地域自治区をお願いしたいということだったのですが、資料を一生懸命読んでも、先ほど言った政令指定都市になったときのそういう状況とかわからないです。私たち町民としましては、静岡市になったときに、私たちの意見が私たちの地元から上がっていく、そういう方式が一番望ましい。だから、そのためにはどれがいいか、静岡市さんの「設置しない」という言葉に対しては、どれになるにしても、ぜひ設置していただきたい。一生懸命資料を読んで、地域審議会もいいかと思ったりもしましたけれども、やはり権限的に自分たちで生きる道としては、地域自治区がいいということで、委員の話し合いで出たわけです。次の機会のときには、由比町の議会のほうでも、定数については決まってくると思いますので、それまでに、もし資料をいただければ、もう一度私たちも勉強し直して、それほど区役所を上回るようなところは多分、町長も思っていないと思いますので、ぜひ資料をいただいて、また直接でもいいですから勉強会を開いていただきたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） はい、望月副会長どうぞ。

副会長（望月由比町長） 望月です。

鈴木議長さん、または剣持委員さん、または杉山委員さんが言われます、静岡市側から見た大変心広く由比町、また蒲原町を迎え入れてくれる姿勢はよく理解できるわけであります。しかし、広い静岡市から見た考え方と、私たちのような狭い由比町から見た、静岡市に入る見方は、大変大きな違いがあることを理解していただきたいと私は思っております。それぞれ私も地域を回っている人々と意見交換をしてきている状態の中で、由比町がどうなるのかということが一番危惧されているところであります。そうしたことを少しでも、町民の理解をいただくために、こうした私たちの町の中で、議会とともにこうして研究をしているところであります。

また、定数特例、在任特例につきましては、私自身も在任特例なんてとんでもないと、今、議員に言っているところでありますし、議会の先輩方々である自治功労者等の意見も聞いても、それは行財政改革の中で、定数特例で行かなくてはいけないという意見が圧倒的に多いと思っております。しかし、由比町の議会の議員として、その位置にある人たちの考え方は、考え方として、やはり尊重すべきところもあると思っております。そうしたところを、駆け引きではございませんけれども、やはり議会と町がしっかりと話し合って、この方向性を決めていくということでございますので、小さい町は小さい町なりに、一生懸命やらせて結論を出していきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をしていただきたいと思っております。

石川委員（蒲原町議会副議長） 蒲原の石川です。

事務局の方に少しお聞きしますが、政令市の場合に、この地域自治区が区役所を飛び越して、市長の直接の事務をするというようなことを、最初にお話になりましたか。

例えば政令市と合併するには、このような組織はそぐわないと、そのようなことがわかりやすく。文章で見るとわかりにくい部分があります。ですから、私も最初は、地域自治区でもいいかというような考えを持っていました。この文章を見ていくと、このほうが事務的なことが多く受けられるわけです。しかし、そういう勘違いというのがすごくあったと思います。

由比町さんが今回このような答えを出してきて、私もこんなに責められるとは思いませんでした。ですから、由比町は由比町の考え方でやっているわけですから、住民のことを本当に思ってやっています。私たちもそうです。蒲原の住民のことを考えてやっているわけです。その辺を理解してください。静岡市側も、静岡市の市民のことを考えて発言していると思いますが、70万人対1万3千人、1万人という規模を比較したときに、この何と言いますか、劣等感というか、私たちとしますと、そういうものがすごく重圧になってきます。それを本当に解決してほしいというところから、こういうことになったと思いますから、事務局の方をお願いしたいわけです。こういう問題、もう一度ですね、わかりやすい資料を出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

鈴木委員（静岡市議会議長） 大きいほうがどうだとか、小さいほうがお願いするだとか、そういう次元の話ではなくて、そういうことで、私たち静岡のことだけ考えて物を言っているつもりは一切ありません。やはり、静岡が政令市になり、由比町さんと蒲原町さんと合併する。皆さんのほうから、そういう提案があった。それについて真面目に、将来、この中部圏の静岡市としてどうあるべきか、ということ念頭に置いて議論をさせてもらっております。劣等感などと言われると、とてもではないですが、申しわけなくなってしまいますので、決してそんなことはありません。

ただ、今言ったように、地域自治区がいいのか、地域審議会がいいのかというと、私たちの考えは、制度として、3区に分かれた政令市になる中で、自治区よりも審議会のほうがベターではないのかと。その中で十分、審議はできるし、将来を、5年にしろ10年間にしろ、蒲原町さんの、あるいは由比町さんの町民の意見をこの中で十分反映できるということ、言わせてもらっておりますので、決して誤解がないようお願いしたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） それぞれいろいろ御意見がおありだと思いますが、今、私が言ったように、この地域自治区、それから最近、合併特例区という制度ができましたが、これも実

はまだできたばかりの制度で、内容を見るとまだ非常に未成熟な制度です。ですから、机上の理論でできたばかりの制度でして、実際これがどうだと問い合わせをしても、国もよくわかっていないというのが、実ははっきり言っております。ですから逆に言えば、我々が考えてですね、今回の合併について、もし出張所、地域審議会あるいは地域自治組織などの制度を取り入れるならば、すっきりした組織、両町の住民の不安ができるだけ解消されるような、くみ取れるような形というのを考えればいいのではないかと思います。

ですから、本日はこれで、この議論は継続協議ということにさせていただきたいのですが、また担当レベルでそういう法律的なことをもう少ししっかり議論していただいて、いろんな案をつくって、それで各町の委員の皆さんに情報提供させてもらいたいと思いますし、またそれを踏まえて、できれば両町、そして静岡市が一つの意見にまとまっていけば一番いいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この辺は、今回一番大事な部分だと思ひますので、よろしくお願ひします。

副会長（望月由比町長） 望月でございます。

昨日、政令市を目指す浜松市などの合併協議会が、地域自治区を各市町村単位で設立するというようなことが報道されておりました。事務局にお願ひしたいのですが、それに至る経緯や、どうしてそうなったのかなど、いろいろそういう資料をいただきたいと思っております。そうした、それぞれの合併を生み出す自治体が、新しい合併新法の中でこういう制度を進んで取り入れていくという形になっている昨今であると私は思っておりますので、それらについては一生懸命勉強し、私たちもそれを取り入れる制度については頑張っていきたいと思っておりますので、事務局のほうでお願ひしたいと思ひます。

議長（小嶋静岡市長） その辺、事務局はお願ひします。

それでは、この現在の6番、10番、15番、この3つの項目につきましては、それぞれ重要かつ非常に難しい問題でありますので、慎重な審議をお願ひするところであります。したがって、提示された資料をたたき台とし、本日の議論も踏まえて、それぞれがじっくり検討し、次回には一定の方向性を見出していきたくと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

【農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に移ります。7番の「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についての協議であります。その前に、各農業委員会における協議状況について、事務局

から報告があります。

事務局 農業委員会の選挙による委員の在任については、蒲原町と由比町の農業委員会は各4人を在任として出したいということでございますけれども、一方、静岡市の農業委員会のほうでは2人以内ということで意見が分かれているため、引き続き協議をお願いしているところでございますが、農業委員会事務局に確認したところ、現時点ではその後、協議の進展がないということでございますので、御報告をいたします。

議長（小嶋静岡市長） 各農業委員会における協議がまだまとまっていないという状況でございますので、引き続き検討してもらおうということで、継続協議ということにさせていただきます。

【地方税の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） 次に、8番の「地方税の取扱い」であります。ここでは、両町の都市計画税の税率について、皆さんの御意見をいただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員（由比町区長会長） 由比町の線引き問題ですが、合併直前までかかってくるような次第であります。としますと、住民感情としては、線引きが終わって、都市計画がなされていないのに、なぜその都市計画税を納入するのか、こういうような意見があります。ですから、都市計画が進んでいる状況に応じて、都市計画税も取っていったらどうかと、このような意見が住民のほうから聞こえております。その辺、由比では今課税してありませんが、どうせ合併のときは線引きがなされて、それから都市計画がなされるものですから、その進展に伴って、計画を立てていったらどうかと、こうした意見でございます。

副会長（望月由比町長） 望月でございます。

佐藤委員が今少しお話いたしましたけれども、由比町は今、線引き作業に入っているところであります。18年3月31日に静岡市さんと合併をするまでに、市街化区域、市街化調整区域の区域をはっきりとする作業を今一生懸命やっているところではありますが、その作業を終えるのに精一杯ではないかと私は感じております。

市街化区域に指定を受けたところは当然、都市計画税を納めるわけでございますけれども、線引きをした途端すぐに、都市計画税が課税されるということは、町民にとって非常に負担であり、まだ都市計画がなされていない状態の中で税をいただくというのはいかがなものかと思っております。

したがいまして、新しい都市計画区域内の都市計画が策定できるような形の中で、1、2年、できれば猶予をいただいて、その後については蒲原町さん並みに税を徴収させていただくというような形をお願いすることができれば、由比町としては大変うれしいということ、まず御発言させていただきます。

議長（小嶋静岡市長） 今の望月町長さんの御意見は、対応できますか。

事務局 お答えいたします。都市計画税については、静岡市では通常、線引きと同時に都市計画税が課せられるということになります。

議長（小嶋静岡市長） 安部委員どうぞ。

安部委員（由比町議会議長） 由比の安部でございます。

ただ今、ご説明いただきました。それもそれなりに理解するわけでございますけれども、都市計画税そのものが、やはり目的税であるという、そういう考え方からいきますと、線引きをしてそれからでない、要するに都市計画というものがなされていかないと。そういう中で、今の説明でありますと、線引きすればもう都市計画税を取るのだというような考え方でいくのが、いかがなものかというのが、由比町の考え方でございます。そのあたりを、要するに賦課するほうの立場として、どのような考え方を持っているのか。あくまでも目的税であると。その目的が、まだ計画されていない中で、税を徴収するということがどうであるかということです。

議長（小嶋静岡市長） 税というのは、法令等で決まっているものでありますから、個人にご負担いただく税について、一部の地域の人だけ免除することに対しては、広く理解を得ることが難しいと思いますが、都市計画税の性格上、どうですか。

幹事長 今若干質問の部分がありますが、確認をしたいところもあります。都市計画区域の線引きとは、市街化区域と市街化調整区域に区別するということであり、静岡市の場合、市街化区域に指定されたら都市計画税を払わなくてはならないということになりますが、都市計画税を払うのに、何をやるかわからないではないかと、こういうことでよろしいですか。

それについては、お答えいたしますが、先ほどいろいろ御協議いただいた建設計画、まちづくり計画でございますが、都市計画事業も掲載されており、合併すれば順次実施されていくことになると思います。そうなりますと、何をやるか決まっていなから、都市計画税は払いませんというのでは、趣旨に合わないということになります。ですから、静岡市の場合、市街化区域になったということになれば、都市計画税は払わなければならないと、これが制度の趣旨でございますので、よろしく御理解をお願いします。

佐藤委員（由比町区長会長） 佐藤です。

この合併特例法の第10条第1項の規定に基づきという表現があります。これを読んでみますと、合併した年度及びこれに続く5年度に限り、その差異を限度として課税免除、または不均一課税をすることができる、という表現になっております。ということは、5年間の限度に、先ほどのように、差があってもいいということですね。

議長（小嶋静岡市長） そのとおりです。はい、どうぞ。

幹事長 原則として、課税しなければならないのですが、不均一等も可能です。

佐藤委員（由比町区長会長） 課税免除というような文面が載っていますが。

事務局 5年間の課税免除ですので、条例で課税免除にすることもできるということです。ですから、適用可という書き方をさせていただきます。ですから、そういう方向性になれば、ということで、原則としては課税されるということです。

安部委員（由比町議会議長） その説明でよくわかりましたけれども、確認という意味で、教えていただきたいのですが、要するに建設計画の中で、これも10年計画でございますので、基本計画、実施計画、いろいろ分かれてくるわけでございますけれども、そのトータルの中で、計画がはっきりしたということで承認されれば、それが要するに目的だと。そういう中で、目的税として課税対象になると、そういう考え方でよろしいですか。

幹事長 まず、市街化区域を指定する前に、どういう町をつくるのかという都市計画上のまちづくり方針があるはずで、こういうことをやりたいから、ここを市街化区域にすることになります。そして、市街化区域になることによって必要となる施設、市街化調整区域に必要な施設、そういうものについても建設計画に登載して、対応できるということになります。線引きを行うということになれば、当然、その事前の市街化区域を設定する根拠というものが、もちろんあるわけです。その根拠となる都市計画上のまちづくり方針と建設計画の区別をしてください。市街化区域設定において、都市計画上のまちづくり方針がまずあると、それを前提に置いてください。

そういう中で、都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域に区分することになります。それで、市街化区域において都市計画事業を設定し、展開していくということになりますから、都市計画税を賦課するということになります。課税免除もありますが、基本的には賦課となります。そういう状態になりまして、それでは、どういう事業を具体的に実施していくかといった場合に、1つのイメージとしては、建設計画の中の都市計画施設なども整備できるということになります。混同されている部分があるかもしれませんが、そういう

時系列の中でまちづくりは展開されていきますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） はい。それでは、山崎副会長さん。

副会長（山崎蒲原町長） 蒲原町のほうでは、ある程度、協議会委員さんの間でも、あるいは議会の皆さんの雰囲気でも、ある程度一定の結論は出ておりますので、その辺だけ御報告だけさせていただきたいと思います。

蒲原町は以前から、1,000分の2の都市計画税を徴収しておりますけれども、私どもとしては、もし御配慮いただければ、5年間だけ1,000分の2の形を継続させていただきたいと。これははっきりとした根拠があるというより、やはり皆さんに極端な変化が起こらないようにということの配慮でしかありませんけれども、ぜひ御理解を賜りたいと、このように思っております。

議長（小嶋静岡市長） ということでございました。それでは、これにつきましても、まだ慎重な議論、取扱が必要と思われるので、引き続き検討するということで、継続協議とさせていただきますので、また再度、それぞれの立場で意見の集約をしていただきたいと思います。

【一部事務組合等の取扱いについて】

議長（小嶋静岡市長） それでは最後の議題になります。12番の「一部事務組合等の取扱い」であります。これにつきましては、前回、静岡市と両町のそれぞれのすり合わせ方針案が出ておりますので、これをもとに協議をしていきたいと思っております。

最初に、資料1の4の道路組合についてですが、静岡市と由比町との協議になりますが、特に問題ありませんので、原案どおりということによろしくございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、「県道富士宮由比線、市町道富士川由比道線道路組合」につきましては、「由比町は、合併の日の前日をもって、一部事務組合を脱退する。」ということとさせていただきます。

次に2の「環境衛生組合」ですが、静岡市案と両町案では、基本的な考え方は同じですが、経費負担や事業縮小の取扱いについて、異なる部分がありますので、そこを中心として、本日は御協議をお願いしたいと思います。御意見ございましたら、御発言をお願いいたします。はい、山崎副会長さん。

副会長（山崎蒲原町長） これは、私自身が環境衛生組合の管理者として、この事業を担当しておりますので、個別の事業について少しお願い事がございます。一番強く住民から要望が出ている点は、斎場のことだと感じております。できるだけ斎場は、あまり遠くへ行かなくて済むようにしたいと、こういうことだろうと感じております。し尿処理センターについては、しばらく追加投資が必要ないような状況にございますので、これは稼働できる限りは稼働させるということ。それから、焼却炉については、いずれにしても広域処理の合意がなされておりますので、この合意に基づいて、静岡市さんもお考えのとおり、我々としてはできるだけ修繕費がかさまないとこのタイミングをよく精査いたしまして、見計らってこの焼却炉を廃止していくという方向で、これは前向きに考えたいと思っております。

ですから、そうした点では、静岡市さんのお考えと非常に近いところにあると思っておりますので、むしろ実務の段階で、ぜひ御相談に乗っていただいて、一回詰めたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（小嶋静岡市長） それでは、この件につきましては、ほとんどの部分において同一の考えとなっておりますが、もう少し調整する必要があるということでもありますので、継続協議とさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それではそのようにさせていただきます。

次に、3の「消防組合」であります。これについては組合を解散するということでは、方針が一致しておりますが、財産の処分、職員の身分の取扱い、また解散後の3町の消防組織の考え方について違いがありますので、御協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、望月副会長さんどうぞ。

副会長（望月由比町長） 庵原消防組合については、私が管理者をさせていただいている関係上、お話をさせていただきます。

前回のときも、鈴木委員のほうからもお話がありましたけれども、消防はただ消防車が出動するだけではないのだと。危機管理の問題とか、命令系統の統一されたものとか、そうしたいろいろな複雑なものがあるということの中で、蒲原・由比町案がそのまま通るというわけにはいかないというお話を受けております。そのことにつきまして、3町長でも話し合ったわけでありまして、私の立場としては、本日また同じお願ひをすることで申しわけないと思っておりますけれども、やはり庵原郡の消防の成り立ちを考えたときに、どうしてもこの富士川町の消防の危機管理も、ぜひ静岡市で担っていただければありがたいと思っております。

いるところであります。

そうは言ったものの、静岡市の考えもあることですので、十分その辺については静岡市さんで検討をしていただくこととなりますけれども、本日の段階においては、前回と同じ形の中で、現在の庵原地区消防組合の機能をすべて静岡市に統合するという形で、もう一度お願いをさせていただきたいと、思っております。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの望月副会長の発言、よくわかりますが、消防の場合には、一般的な事務の委託とは少し違うのではないかとということ、市長という責任上、この前少し申し上げました。ただ、全国的にはこういうケースもなきにしもあらずというように聞いております。もしあるとすれば、かなり厳格な申し合わせというものがないと、いざというときにどっちが責任をとるのだということになりかねないです。これがまた町民の生命・財産にかかわる問題になるものですから、それで実は普通の事務を委託する、委託されるという関係とは少し違うのではないかとということ、実は我々は大変危惧をいたしております。

我々、自治体の長の最高の責任は、やはり住民の生命・財産の安全を保つことだと私は思っておりますので、あえてこの前そういうことを申し上げたわけではありますが、本日この件につきましては、論点がはっきりいたしておりますので、もう少し時間をかけて、相手も富士川町さんのことも実はありますから、継続協議とさせていただきたいと思っております。我々としても、しっかり研究してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

副会長（望月由比町長） 会長さんの言われる温かい御配慮にありがたく思っております。

由比町と蒲原町が消防で静岡市さんにお世話になるということについては、問題ないわけでありまして、現在富士川町も同じ消防組合の中で機能をしているわけでありまして、残された富士川町がどのように考えるかということが大きな焦点になってくるわけでありまして、富士川町には庵原地区消防組合の富士川分署があるわけでありまして、財産を分離して、そこを本署として、富士川町消防署としてやることも十分考えられるわけでありまして、富士川町の方々、特に町長、また議会の皆さんにですね、この辺をどう扱っていくかということ、ぜひ結論を出していただき、由比と蒲原の問題ではありませんので、その辺を少し議論させていただき時間をいただいて、次にまたこの問題について取り上げていただきたいと思いますので、お願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ということで、この件につきましても、まだ調整が必要と思われるので、継続協議とさせていただきます。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは最後になります。1の病院組合であります。これにつきましても、合併後の静岡市が組合に加入するというので、1市2町で意見は一致しておりますが、経営改善あるいは管理組織などについては、考え方が異なっておりますので、協議をお願いしたいと思っております。御発言をお願いいたします。では、山崎副会長さんどうぞ。

副会長（山崎蒲原町長） 静岡市さんのほうからの御要望で、一番重たい問題は、累積欠損金の解消であろうと考えております。これについては、今管理者でございます坪内富士川町長ともよくお話し合いをさせていただいた上で、特に3町長の意見をできるだけ早く統一しまして、全額ではなく、一部でというようなことを、ぜひ御相談に乗っていただければと思っております。

今もう既に合併まで実質的には1年度しかございませんので、その間でということになりますと、3町の財政状況を見ても、少し難しい面があるという感じがいたしますものですが、やはり少し息の長い形の中で、どう具体的なこの補填策を考えるかということについて、ぜひ御理解をお願いしたいと思っております。決して詭弁にならないように、誠実に対応していくつもりでございますので、また御理解を賜りたいと思っております。

議長（小嶋静岡市長） ということでありまして、これもお互いの意見の違いがはっきりしております。それで、さらに富士川町さんの立場もありますので、これは我々3人と富士川町長さんで今後また調整をして、ある程度まとめて、案をまたお諮りして、それを駄目だと言われたらまたしょうがないわけですが、そういう形で行かざるを得ないと思っております。ここだけでなかなか結論がでないものですから、よろしくをお願いしたいと思います。したがって、これも継続協議ということにさせていただきたいのですが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

【その他】

議長（小嶋静岡市長） ありがとうございます。それでは最後に、その他としまして、次回の日程等について、事務局から説明があります。

事務局 それでは、次回の合同会議の開催日程につきまして、御説明いたします。

第6回となります合同会議は、また改めて御案内をいたしますが、9月3日（金）の午後1時30分から、会場を第4回合同会議と同じ由比町の中央公民館で開催する予定でございます。お忙しい中、大変恐縮でございますが、よろしく御出席のほどをお願いいたします。本

日はありがとうございました。

議長（小嶋静岡市長） 須藤委員どうぞ。

須藤委員（蒲原町議会議長） 少ししつこい要望になるのですが、前回すり合わせの件で話を聞きましたところ、17年4月からすり合わせをします。その前に、すり合わせの方針を合併協議会で決めると、こういうような話があったのですが、本日、一般項目のほとんどのすり合わせ方針については、合意が得られているわけです。それで、私たちは、町民の皆さんがやはり一番心配しているのは、具体的にどういうすり合わせができていくのかということだと思います。

それで、ほかの合併協議をしているところで、そういうことをやってきたところはないかということで、実はこの前、私が質問したときに、静岡県さんのほうから資料をいただいております。それがこの資料ですけれども、沼津市と戸田村の合併協議の中で、既に、そういうすり合わせをしてから、最終的に議会が廃置分合に結論を出すというやり方をやっています。

これを見ますと、事務事業一元化の整理手続きということで、難易度A、難易度B、難易度Cということで、一般項目を分けてやっております。この中で、難易度Aについては専門部会で協議して、幹事会で協議して、この合併協議会の中でも協議、調査、確認をします。それで、難易度Bについては、専門部会の中で協議して、幹事会の中で協議、調整して、合併協議会に報告すると、こうしたやり方で、沼津市と戸田村は合併協議会の中でやっているわけです。

少ししつこいようになりますが、やはり私たちもそういうやり方ができないかと。この前の問題の中では、方針が決まらなければ、なかなかすり合わせは進まないということでしたが、今回、一般項目のほとんどのすり合わせ方針が決まりましたので、そういう中で、難易度A・難易度Bぐらいの内容をピックアップして、そうしたやり方ですり合わせをやっていただきたいと思いますというわけですが、その点どうでしょうか。

議長（小嶋静岡市長） 今、初めてこの沼津市と戸田村の合併の資料を見ましたけれど、これはすべての一元化項目を、合併協議会、要するに合併が決まる前に全部すり合わせたということですか。

須藤委員（蒲原町議会議長） 沼津市に聞いてみました。どういうやり方をしましたかと聞いたら、1,230項目の余あったけれども、すべてそれはやりましたと。それで、昨日、8月9日に合併協議会を開催して、そこで報告をして、9月の議会定例会で議決してもらって、

来年の3月に合併するという形でやりましたという話を、電話で問い合わせたところ、そういう回答だったわけです。

ただ、その中にあります9百何項目というのは、専門部会と幹事会の中で話し合われて、あとは最終的なところで報告をするという形になっておりますので、そういう形で精力的にやっただいて、私たちもどういう形になったかを知りたい。町民の皆さんも知りたいということがあると思いますので、できればそういう形で進めていただきたいと要望しておきます。そういうことが、できますか。

議長（小嶋静岡市長） それでは事務局のほうでお願いします。

幹事長 少し御質問を兼ねてもよろしいでしょうか。

限られた時間の中で合併協議をしていくというのが、大前提でございます。今、沼津市の資料を見させてもらっておりますが、この中身の、項目を洗い出した一覧表は、既に蒲原町さんはありますか。

例えば変な話で、これから由比町さん、蒲原町さん、静岡市が、これを洗い出すだけでも相当の時間がかかります。その辺が効率的、効果的にできるかどうかという部分がございしますが、どういう項目をすり合わせしたいのかと。

私どものほうは、例えば建設計画以下の事務が、両町で100余ございます。これをすり合わせするという事であるならば、即対応していきたいというような感じがしております。私ども、清水と静岡が合併したときには、2,192項目ありました。これを今から洗い出して、すべてすり合わせをするということになると、なかなか無理があるということですから、蒲原の議長さんのおっしゃっているそのすり合わせというのは、どういう具体的な項目のことをおっしゃっているのか、その辺を少しお聞きいたします。よろしくお願いします。

副会長（山崎蒲原町長） 今のお話について、お答えになるかどうかわかりませんが、私どもとして、当局としては、どういう考えで蒲原町がおったかといいますと、すり合わせ方針で、こういう問題については特別扱いをしてほしいと。例外扱いをしてほしいという項目については、捨てる作業はしてございます。ですから、今、須藤委員から御指摘ございましたけれども、私たち町当局としても、特例扱いしてほしい項目については、ぜひこの本日のすり合わせ方針に従って、早目に事務レベルですり合わせを開始して、そしてその報告ぐらいは議会へはきちっとしたい。あるいはこの協議会にも上げたいと、このように感じております。

それについては、これだけ近い町でございますし、非常に交流が頻繁な町でございますか

ら、大した数ではなく、せいぜい100か150ぐらいのところでは拾えないだろうと思っております。現状を報告しますと、そのようなところでございます。

議長（小嶋静岡市長） それでは、それについてはやりましょう。できるだけ早く事務レベルで違いを調査しまして、特別なものは、当分の間両制度を残すとか、一本化するとかいうことも議論を始めて、その結果についてまたお知らせするという事にしましょう。それは由比町さんのほうも。佐野委員どうぞ。

佐野委員（由比町議会議員） どこでお話ししていいのかわからなくて、このような時間になってしまったわけですが、一部事務組合のすり合わせの中にも、病院にしる、環境衛生にしる、「当分の間」という表現が両方にあるわけです。町民としましては、1年も当分の間、5年も当分の間で、非常に心配があるわけです。それで、万一、山崎町長さんがおっしゃられたように、斎場の炉がつぶれてしまって使えないから清水へ来なさい、静岡へ来なさいと言われた場合に、山下海岸に道路が1本しかないわけです。

それで、小嶋会長さんは、合併1周年のテレビに出られたときに、政令市とは何かと言われて、政令市は道路ですというお答えをされました。それで、山下にもう1本道を何とか、政令市で通してくれなくても、国へお願いしてでも、できないでしょうか。前回の由比町で開催した合併協議会で会長さんがお帰りになったすぐ後、東名が越波でもって通行止めになりまして、大渋滞だったわけです。もう少し市長さんにいてもらって、現状はこうだということを見えは見てほしかったわけです。ぜひ、そういう考え方をひとつ、私たちの町としたら、まず合併の第一条件は道路だと、私は考えております。ぜひその辺をどんなお気持ちでいるか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（小嶋静岡市長） 同じ気持ちであります。

副会長（望月由比町長） 今、佐野委員から意見として言っていただきましたが、ちょうど30日に、台風10号の越波のために、東名が通行止めになりまして、その影響が次の翌朝の朝まで、非常に長く由比町はあったわけでありまして、市長がその渋滞に紛れ込まれなかったからよかったわけでありまして、そういう日が由比町は非常に多いわけでありまして、新市計画の中に、国に対する要望等の確約がここに上がってきておりません。しかし、どうしてもこれは、由比町が静岡市さんにお世話になるについては、新しい道路1本あけていくということが、これは決定的な、大事な事業の1つであると私はとらえております。それは町民の皆様の総意でありますので、ぜひその辺について、勇断のお考えを示していただいて、この建設計画に乗せることはできませんけれども、約束をしていただけるといような確約

がいただきたいと私は思っておりますので、その旨よろしく願いいたします。

議長(小嶋静岡市長) 当然のこととして、由比と興津間の道路をもっと安全なものにする、また新たにつくるということは、これからもし合併して新しい市がスタートするとすれば、やはりこの地域の重要課題として、我々は取り組んでいかななくてはいけない話であるということは、当然だと感じております。

それと、先ほどの斎場の話であります、これはもう非常に大事な話で、機能が落ちれば何とかするし、町民の皆さんには心配をかけないようなことをするのが我々の責任だと思っております。

そのほか発言ございましたら、この際、いかがですか。よろしいですか。

御協力によりまして、ちょうど2時間以内で終わりました。これをもちまして本日の合併協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。